

2024年8月7日

フリーランスの方のための相談窓口のご案内

セイコーグループ株式会社では、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「同法」といいます。）の施行に伴い、同法14条1項の体制整備の一環として、以下の相談窓口を設置いたします。

<フリーランスの方のための相談窓口>

【設置期間】 2024年11月1日～

【ご利用可能な方】

弊社または弊社子会社が業務を委託している事業者様であって、

- ① 従業員を使用しない個人の方
- ② 代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう）がなく、かつ、従業員を使用しない法人の代表者の方

【ご相談内容】

弊社または弊社子会社からの業務委託に関して行われた、セクシャルハラスメント、妊娠もしくは出産に関するハラスメント、またはパワーハラスメント

【相談窓口】

（E-mail） help1@seiko.co.jp

以上